

【論点 1】 条例で規定する特定県契約の範囲は適切か。

県が締結する契約に関する条例	考え方・県の取組等	社会情勢・他県の状況等	審議会における意見																								
<p>(第 2 条) 【県契約】 工事の請負に係る契約、県が業務を委託する契約、県が役務の提供を受ける契約及び県が物品を購入する契約並びに公の施設の管理に係る協定</p> <p>【特定県契約】 県契約（役務の提供を受ける契約及び物品を購入する契約を除く。）のうち、第 8 条の規定（特定県契約に係る措置）の適用を受けるものとして規則で定める種類及び金額の要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約 予定価格 5 億円以上 ・ 業務委託契約 予定価格 3 千万円以上 ・ 指定管理協定 委託料上限額又は委託額 3 千万円以上 <p>【受注者】 県と県契約を締結した者 【特定受注者】 県と特定県契約を締結した者 ※ 条例第 2 条 定義、条例施行規則第 2 条 種類及び金額の要件</p>	<p>【考え方】 県契約審議会において条例施行規則の審議の中でそれぞれの額が決定されたもの。</p> <p>○工事請負契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請工事が発生する規模である工事を対象とする。 ・ 特定県契約にかかる報告が円滑に行われることを重視し、本庁発注（予定価格 5 億円以上）の工事を対象。 ・ 報告対象となる契約数の選定（10 件程度）に支障をきたさないだけの契約件数を確保できる金額。 <p>○業務委託契約・指定管理協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告対象となる契約数の選定（業務委託契約 15 件程度、指定管理協定 10 件程度）に支障をきたさないだけの契約件数を確保できる金額。 	<p>【他県の状況】 ＜報告を求める契約＞</p> <p>①愛知県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約 6 億円以上 ・ 業務委託契約 1,000 万円以上 <p>②奈良県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約 3 億円以上 ・ 業務委託契約 3,000 万円以上 ・ 指定管理協定 3,000 万円以上 <p>※ 地方自治法第 96 条第 5 項及び地方自治法施行令第 121 条の 2 により、予定価格が 5 億円以上の「工事又は製造の請負」については議会の議決を要することとされている。</p> <p>※ 奈良県及び愛知県においては、事業者の負担や請負契約件数を考慮し、報告対象となる金額の要件をそれぞれ設定したものである。</p>	<p>【平成 30 年度第 2 回岩手県契約審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定県契約の範囲については、過去の審議会において審議し決定した経緯もあることから、見直す必要はない。 ・ 工事請負契約の金額については、工事件数の見込みが今後どのように推移していくのか把握したうえで、検討が必要ではないか。 <p>【平成 30 年度第 3 回岩手県契約審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状維持とし、工事件数等に変動があったときに適宜対応について検討していくべきではないか。 																								
論点・検討を深める項目	検 討 事 項		検 討 状 況																								
<p>【論点 1】 条例で規定する特定県契約の範囲は適切か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の特定県契約の対象となる工事件数が減少していくとの見込みであるが、これをどのようにとらえるか。 →①〔発災前後の議会議決件数〕 →②〔工事請負契約の今後の見込みについて〕 ・ 特定県契約の範囲については、他県の事例等を参考としつつ、審議いただいたもの。 →③〔業務委託契約及び指定管理協定の件数見込み〕 →④〔県契約審議会における検討経緯〕 	<p>①〔発災前後の議会議決件数〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災津波発災前後の議会議決件数（予定価格 5 億円以上の工事請負契約）の推移は以下の通りである。 <table border="1" data-bbox="845 1060 1454 1159"> <tr> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>56</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="845 1192 1454 1291"> <tr> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> </tr> <tr> <td>76</td> <td>62</td> <td>48</td> <td>39</td> <td>23</td> <td>29</td> </tr> </table> <p>②〔工事請負契約の今後の見込みについて〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の復興創生期間が令和 2 年度まででとされており、現在復興関連工事は同期間内での完了を目指して事業が進められている。震災復旧・復興工事の順次完了に伴って、特定県契約の対象となる 5 億円以上の工事件数についても減少することが想定される。 ・ 平成 31 年度には、5 億円以上の工事は 10 数件程度見込まれているが、その翌年度以降、中期的に工事請負契約の件数を把握することは難しい状況。 <p>③〔業務委託契約及び指定管理協定の件数見込み〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託契約及び指定管理協定については、施設の廃止等がない限り、毎年度、同様の契約が行われるため、特定県契約の件数は、これまでと同水準で推移することを見込むもの。 <p>④〔県契約審議会における検討経緯〕</p> <p>特定県契約の範囲については、下記のような事項を踏まえ、報告制度の履行を確保するという観点から、審議会において決定したものであること。</p> <p>【工事請負契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請工事が発生する規模である工事を対象とする。 ・ 特定県契約にかかる報告が円滑に行われることを重視し、本庁発注（予定価格 5 億円以上）の工事を対象。 ・ 報告対象となる契約数の選定（10 件程度）に支障をきたさないだけの契約件数を確保できる金額。 <p>【業務委託契約・指定管理協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告対象となる契約数の選定（業務委託契約 15 件程度、指定管理協定 10 件程度）に支障をきたさないだけの契約件数を確保できる金額。 		H19	H20	H21	H22	H23	H24	5	0	3	3	6	56	H25	H26	H27	H28	H29	H30	76	62	48	39	23	29	<p>特定県契約の範囲については、当面、現状を維持することではどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事請負契約については、平成 31 年度は想定内の契約件数をやや下回る水準を見込んでいるが、平成 32（令和 2）年度以降は更に減少が見込まれる。一方、中期的に工事請負契約の件数を把握することは難しい状況である。 ○ 条例施行規則において規定する特定県契約の要件については、平成 27 年度～平成 28 年度の県契約審議会において、契約件数を一定数以上確保することを念頭において審議決定したものであり、当面はこれを継続し、今後、議会議決件数の推移や工事規模ごとの件数の推移を把握しながら、一定期間後に検討してはどうか。 ○ 業務委託契約及び指定管理協定においては、報告制度の運用上特に支障はなく、今後も契約件数は維持される見込みである。 <p>【前回審議会での検討結果】 当面、現状維持とすること。</p>
H19	H20	H21	H22	H23	H24																						
5	0	3	3	6	56																						
H25	H26	H27	H28	H29	H30																						
76	62	48	39	23	29																						